

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

財政局技術監理部検査課長

施工体制台帳等の様式について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の一部として、いわゆる「作業員名簿」を作成することとされており、また、工事現場における下請業者の建設業許可証揭示義務の緩和に伴い、施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請負人に関する事項が追加されるなど、所要の改正が行われております。

この度、令和3年3月2日付国不建第410号「施工体制台帳の作成等についての改正について」において、施工体制台帳等の様式が示されましたので周知いたします。令和3年4月1日以降に契約する案件（下請契約を含む）につきましては、今回示された様式を参考に、施工体制台帳の作成等に係る関係規定の適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員の方々への周知をよろしく申し上げます。

（添付資料）

- 別紙1 令和3年3月2日付国不建第410号「施工体制台帳の作成等についての改正について」
- 別紙2 施工体制台帳（R3.4.1以降契約したものに適用）
- 別紙3 再下請通知書（R3.4.1以降契約したものに適用）
- 別紙4 作業員名簿（R3.4.1以降契約したものに適用）
- 別紙5 施工体系図（R3.4.1以降契約したものに適用）
- 別紙6 新旧対照表
- 別紙7 「施工体制台帳等の様式について」に関するQ&A

<問い合わせ先>

財政局技術監理部技術監理課（建築・設備）

TEL：092-711-4844

財政局技術監理部検査課（土木）

TEL：092-711-4191